様式第１号　　工事番号：

現場説明書

下関市

施　工　年　度	平成　27　年度	業種	建築一式
工　　事　　名	下関市新博物館（仮称）外構工事		
工　事　場　所	下関市長府川端二丁目2137番地ほか		
入札執行場所	下関市役所（本庁）入札室		
工　　期	着手の時期　：　平成　　年　　月　　日 完成の時期　：　平成 28 年　3 月18 日	施工日数　　日間	
契約保証金	免除	(納付)　（契約金の１００分の１０以上）	
契約の条件	下関市契約規則　（平成２１年規則第２９号）、下関市工事執行規則（平成１７年規則第２３５号）、下関市工事請負契約事務手続要綱（平成１７年２月１３日制定）、下関市条件付き一般競争入札実施要領（平成１７年２月１３日制定）、下関市工事等請負契約入札心得（平成１７年２月１３日制定）及び下関市工事費内訳書取扱要領（平成２７年４月１日制定）による。		
契約書約款	工事請負契約書のとおり		
指　示　事　項	別紙「入札条件および指示事項」のとおり		
施　工　条　件	別紙「施工条件書」のとおり		
建設リサイクル法	対象	(対象外)	
現場代理人の兼務	対象	(対象外)	
	備考		
工　事　内　容	（工事概要）　本工事は、下関市新博物館（仮称）の外構工事を行うものである。 （現場説明時に掲示するその他の図書） ⊙特記仕様書　⊙設計図　⊙設計書　・設計計算書等		
入札公告に関すること、現場説明書及び現場説明に対する質問	原則として質問は、条件付き一般競争入札においては、入札書締切日の３日前まで、指名競争入札においては、開札日の３日前までに契約室に提出のこと。（土日・祝日は除く。）		
質問への回答	回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。		

入札条件および指示事項（営繕工事編）

第１　入札条件

１．入札心得

入札参加者は、入札公告、設計図書及び工事現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、下記事項に留意して入札しなければならない。

(1)入札参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の関係法令の規定を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行ってはならない。

(2)入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(3)入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4)入札参加者は、設計図書、入札用工事費内訳書及び現場を熟知し、工事期間、施工内容等を確認のうえ見積り、入札すること。
また、設計図書に疑義がある場合には、指定された期日までに契約室に質問を行うこと。

２．入札に関する質問

入札参加者は、設計図書、入札用工事費内訳書に疑義がある場合には、以下のとおりとする。

(1)異議の申し立て
入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、発注者に説明を求めることができる。ただし、入札後に設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2)質問の方法及び受付期間
入札公告等に掲げる期間に、質問書を契約課へＦＡＸ送信により提出すること。

(3)回答の方法
後日速やかに、工事内容質問回答書にて回答する。

３．入札の執行

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

４．契約保証金

落札者は、現場説明書において契約保証金を「納付」とした場合は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

５．現場代理人および配置技術者等

(1)現場代理人の雇用関係

現場代理人と受注者との間の雇用関係については、「(3)配置技術者の雇用関係」の例による。

(2)現場代理人の配置

現場代理人の配置に関して、工事請負契約書（下関市工事執行規則（平成１７年規則第２３５号）様式第１号に規定する工事請負契約書をいう。）第１０条第３項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和を適用する場合については、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」によること。

(3)配置技術者の雇用関係

監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）と受注者との間の雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成１６年3月1日国総建第３１５号)」（以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。）における「２－４監理技術者等の雇用関係」によること。

(4)配置技術者の変更

契約後の配置技術者の変更は、「監理技術者制度運用マニュアル」における「２－２監理技術者の配置」の「(4)監理技術者の途中交代」に記された事由による場合のみ認める。

６．工事費内訳書

(1)入札用工事費内訳書（金抜き設計書）

本工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、適正な価格にて積算し発注するものである。また、当該工事の施工に当っては、工事請負契約書第１８条の規定による照査を行うこと。

ア 入札用工事費内訳書の数量については、参考数量として取り扱うこととする。

イ 入札用工事費内訳書における数量については、次の基準に基ずき算出していることを条件とする。

①建築工事 「公共建築数量積算基準」

②設備工事 「公共建築設備数量積算基準」

ウ 入札用工事費内訳書の数量構成については、「公共建築数量積算基準」「公共建築設備数量積算基準」を基本に構成する。ただし、軽微・特殊なものは、一式工事として記載する場合

がある。

(2)提出用工事費内訳書（入札参加者作成）

入札参加者は、本市が指定した様式による提出用工事費内訳書を入札書に添付して提出しなければならない。

また、契約の締結後に工事担当課が受注者に対し、提出用工事費内訳書に係る内訳明細書の提出を求めた場合は、速やかに工事担当課の指示に従って内訳明細書を作成し、工事担当課に提出しなければならない。

７．入札及び契約の適正化

本工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、発注者が措置するよう努力すべき事項について、公共工事の品質確保のためのダンピング対策等の強化、予定価格の適切な設定、公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等、談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底を基本的な方針とし発注を行うものとする。

８．品質確保

本工事は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するため基本的な方針に従い発注を行うものとする。

第２　指示事項

１．施工管理基準等

受注者は、当該工事の施工に当たっては、以下に示す標準仕様書、共通仕様書、施工管理基準等を適用する。

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編）平成 25 年版
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」平成 25 年版
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（機械設備工事編）平成 25 年版
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（機械設備工事編）平成 25 年版

２．工事の仕様

当該工事の施工条件並びに仕様及び特記事項は、施工条件書並びに設計図書のとおりとする。

３．法令の順守

(1)受注者は、工事の施工に当たって関係法規を順守し、常に適切な管理を行うものとする。

(2)受注者は、工事の施工に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法(委託運送時の許可業者の使用等)等の関係法を遵守すること。
また、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。

４．産業廃棄物

施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量１トンあたり１，０００円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。
この工事から発生する建設廃棄物の処理施設は、「廃棄物処理法により許可を受けた施設」とする。

５．解体等に伴う有害物質等

石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。

なお、PCB、PCB 含有シーリング材、ダイオキシン類、鉛、カドニウム、フロン、ハロン、水銀、臭化リチウム、クロム･銅･砒素化合物(CCA 処理)、砒素・カドニウム(有石膏ボード)等の有害物質ついても同等の取扱いとする。

６．市内資材又は市内代理店等の活用

(1)受注者は、本市が展開する「やっぱり地元･大好き！下関運動」ｉｎ市役所の趣旨を踏まえ、施工する工事に要する資材の調達にあたり、市内資材（市内工場で製造した製品）又は、市内代理店等から購入することを優先し、使用材料について「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。

(2)設計変更に伴う資材の追加分及び数量の増加分についても、上記（１）と同様の取扱いとする。

７．市内企業の下請活用

受注者は、下請負人を必要とする工事については、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」ｉｎ市役所の趣旨を踏まえ、市内建設業者を優先して活用することとし、下請けの有無にかかわらず、すべて「下請負人通知書」を提出すること。
なお､市内建設業者を活用しない場合は､その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。
また、すべての工事において下請け工事がある場合には、二次、三次等下請負人を含めた「施工体系図の写し」及び「施工体制台帳の写し」を提出すること。
なお､「下請負人通知書」､「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」は下請け工事の着手前までに提出すること。

８．排出ガス対策

受注者は、工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房技術審議官により排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械の中から、仕様書で示した基準の排出ガス対策型建設機械を使用すること。　これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械（機械の名称、メーカー名、形式、

指定番号等）について監督職員と協議し、承諾を得ること。
また、国土交通省が「低騒音型建設機械」として指定した国土交通省 HP を参照のこと。
※排出ガス対策型建設機械の指定状況については国土交通省ＨＰを参照のこと。
"http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000006.html"

９．建設リサイクル

(1)本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）の対象工事である場合は、次の各号によらなければならない。

ア　工事契約日前までに、監督職員へ説明書により説明を行うこと。

イ　法第１３条及び省令第４条の規定する書類を工事担当職員に提出すること。

ウ　契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第 13 条及び省令第４条に基づく書面に基づき作成される。

エ　法第１３条及び省令第４条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。

(ｱ) 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。

(ｲ) 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

オ　再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。

カ　法第１３条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令」という。）第４条に基づき、請負契約の当事者が、分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書面に記載しなければならない。

　このため、落札者は以下の事項に留意し、落札決定通知後、３日以内（土日・祝日を除く）に発注者に対して「法第１３条及び省令第４条に基づく書面」を提出及び説明しなければならない。

①「法第１３条及び省令第４条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は、直接工事費とする。

②「再資源化に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設の受入費用に、再資源化施設までの運搬費を加えたものとする。
なお、再資源化に要する費用の変更は数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。

(2)受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 5 月国土交通省）、「建設廃棄物処理指針」（平成 23 年 3 月環境省）に基づき、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出すること。また、工事完了後は、その実績を監督職員に提出すること。提出様式については国土交通省建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）の使用を標準とし、実績報告時に併せてデータを提出すること。ただし、建設副産物情報交換システム（COBURIS）により情報登録を行った際には、CREDAS データの提出は要しない。

　設計図書の中で再生クラッシャーランの使用を明示した工事において、再生材の使用時期及び数量等の現場条件により、40㎞ 以内の再資源化施設からの供給が見込めない場合は、監

督職員と協議し新材を使用すること。

(3)この工事により発生する建設廃棄物（特定建設資材廃棄物を含む）を処理する場合、建設リサイクル法及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）を遵守し適正に処理しなければならない。
※建設リサイクルデータ統合システムについては国土交通省ＨＰを参照のこと。
“http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm”

10. コリンズの登録

受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、コリンズ（工事実績情報システム）（(財)日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。
なお、提出の期限は以下のとおりとする。
① 受注時登録データの提出期限は、契約締結後土曜日・日曜日・祝日等を除き１０日以内とする。
② 完了事登録データの提出期限は、工事完成後土曜日・日曜日・祝日等を除き１０日以内とする。
③ 変更時登録データの提出期限は、変更があった日から土曜日・日曜日・祝日等を除き１０日以内とする。
④訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。
変更登録時は、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。
ただし、工事請負代金２，５００万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

11. 各種調査への協力

(1)公共事業労務費調査

ア 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

イ 調査表等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力すること。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

ウ 公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なうこと。

エ 受注者が本工事の一部について下請け契約を締結する場合には、受注者は当該下請け工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前ウと同様の義務を負う旨を定めること。

(2)施工形態動向調査及び施工情報調査

受注者は、国土交通省が実施する施工形態動向調査及び施工情報調査の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

(3)建設副産物実態調査

受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。
また、本工事の工期経過後においても同様とする。

(4)技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査

受注者は、発注者が実施する技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査の対象工事となった場合は、自らアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

(5)施工合理化調査

受注者は、発注者が実施する合理化調査対象工事となった場合は、別に定める「施工合理化調査実施要領」により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

(6)受注者は、発注者の実施する、その他調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

12. 発注者支援業務委託

受注者は、建設コンサルタント等に委託した担当技術者が配置された場合には、次の各号によらなければならない。

(1)担当技術者が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、担当技術者は、契約書第９条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないもしないものとする。

(2)監督職員から及び受注者に対する指示又は、通知等を担当技術者を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同等とする。

(3)監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、担当技術者を通じて行うことができるものとする。

(4)担当技術者等が配置された場合の管理技術者の氏名及び担当技術者の氏名は対象工事毎に別途通知する。

13. 暴力団等の排除

(1)暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求又は工事妨害を行う全ての者をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後に判明した場合は、「下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱」別表１工事等措置要件「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、指名停止措置を検討する。

(2)暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

(3)発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

(4)不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

14. 火災保険等

(1)受注者は、工事請負契約書に基づき、火災保険等に付すること。

(2)受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証紙又はそれに代わるものを直ちに監督職員に提出すること。

15. 標示板の設置等

工事現場に設置する「標示板」については、記載内容、設置位置等については、監督職員と事前に協議すること。

16. 中間検査等

下関市工事検査規則（平成１７年２月１３日制定）により実施する。なお、検査項目及び検査実施時期等については別途指示する。

17. 建設業退職金共済制度

受注者は、建設業退職金共済制度に加入の上、受注工事ごとに共済証紙を購入し、掛金収納書（発注者提出用）を提出のこと。

ただし、正当な理由（他機関等の退職金加入等）で掛金収納書が提出できない場合及び提出が遅れる場合は、その理由を書面により申し出ること。

18. 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、当該請負業務関係者の業務管理や業務実施などにあたり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

① 環境法令について

受注者は、工事の施工に当たっては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。

② 事故発生時の対応

受注者は、工事中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずると同時に担当課課長へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。

③ 苦情発生時の対応

受注者は、工事に関する苦情を受け付けた場合は、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後苦情内容（苦情者、原因、経過等）を速やかに報告書として提出すること。

④ 工事に関する配慮事項

④－１ 生活環境対策

低騒音・振動型の建設機械の利用や工事時間帯の制限により、防音・防振対策に努めること。

排出ガス対策型の建設機械の使用により大気汚染防止に努めること。

濁水が直接河川や海域に流出しないよう努めること。

④－２ 自然環境対策

土壌、土砂が河川や海域に流出しないよう努めること。

土砂の崩壊、流出防備に努めること。

周辺の自然性の高い植生に影響を及ぼさないよう配慮すること。

周辺の動物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

④－３ 都市・歴史環境対策

美しい街の緑や、巨木、古木に影響を及ぼさないよう配慮すること。

埋蔵文化財包蔵地における工事に当たっては事前に発掘調査による記録保存を行い、貴重なものは保存活用を図ること。

周辺の歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

④－４ 上記以外においても、著しい環境側面に関する事項があれば、監督職員と協議のうえ、環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

⑤ その他

19. その他

本工事は、契約約款第４０条第２項に定めるかしの修補又は損害賠償の期限が到来するまで（概ね期限の２ヶ月前を予定）に“かし検査”を行う場合があります。その際に協力等を要請します。

施工条件書

NO.1

項目	明示事項			条件等
工程関係	1.関連する別途発注工事による施工時期、全体工期への影響	㊒	無	他工事名（下関市新博物館（仮称）建築主体工事）① 他工事名（下関市新博物館（仮称）電気設備工事）② 他工事名（下関市新博物館（仮称）機械設備工事）③ 他工事名（下関市新博物館（仮称）植栽工事）④ 他工事名（下関市新博物館（仮称）外構電気設備工事）⑤ 発注者（　下関市　） 他工事の内容（　関連電気・設備・植栽・外構電気設備工事　） 影響箇所（　工事全般　　） 影響期間、時間（①～③１２月末まで、④～⑤は、３月末まで　） 影響内容（　　） 備考（　　）
	2.施工時期、施工時間、施工方法等の制限	有	㊗	制限される施工内容（　　） 施工箇所（　　） 施工時期、時間（　　） 施工方法（　　） 備考（　　）
	3.関係機関との協議が未成立のもの	有	㊗	関係機関等（　　） 制約を受ける内容（　　） 協議内容（　　） 成立見込み時期（　　） 備考（　　）
	4.関係機関との協議により付された条件 （現場条件の変更に伴う、条件の変更については、別途協議することとする。）	有	㊗	関係機関等（　　） 影響項目（　　） 影響範囲（　　） 影響内容（　　） 影響期間、時間（　　） 備考（　　）
	5.工事着手までの余裕期期	有	㊗	余裕期間（　　） 備考（　　）
	6.地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査または移設	有	㊗	項目（　　） 管理者（　　） 調査期間（　　） 移設期間（　　） 備考（　　）
	7.設計工程上見込んでいる作業不能日数	有	㊗	工種（　　） 見込み日数（　　） 備考（　　）
	8.現場条件による工法の制限	有	㊗	対象工種（　　） 影響範囲（　　） 影響内容（　　） 影響期間、時間（　　） 備考（　　）
	9.現場施工着手までの工事一時中止期間	有	㊗	中止箇所（　　） 中止期間（　　） 中止内容（　　） 再開予定時期（　　） 備考（　　）
	10.その他	有	㊗	

施工条件書

NO.2

項目	明示事項			条件等
用地関係	1.工事用地、補償物件の未処理部分	有	(無)	場所、物件（ ） 範囲（ ） 処理見込み時期（ ） 影響工種（ ） 備考（ ）
	2.工事用地等の使用終了後の復旧条件	有	(無)	場所、範囲（ ） 復旧完了予定日（ ） 復旧条件（ ） 備考（ ）
	3.用地借地条件等	有	(無)	場所、範囲（ ） 期間（ ） 使用条件（ ） 借地条件（ ） 備考（ ）
	4.市有地使用指定の場合の条件等	有	(無)	場所、範囲（ ） 期間（ ） 使用条件（ ） 復旧条件（ ） 備考（ ）
	5.その他	有	(無)	
公害対策関係	1.施工方法の制限	有	(無)	□騒音　□振動　□水質　□排出ガス □その他（ ） 対象工種（ ） 施工方法（ ） 施工時期、時間（ ） 制限内容（ ） 備考（ ）
	2.水替・流入防止施設	有	(無)	対象工種（ ） 内容（ ） 排水時期、時間（ ） 備考（ ）
	3.濁水、湧水、油漏れ等の処理（特別な対策を要するもの）	(有)	無	対象工種（　土工事 ） 内容（ノッチタンクを使用し、壇具川に排出すること ） 期間（ ） 備考（ ）
	4.事業損失関係の事前・事後調査	有	(無)	□騒音　□振動　□地盤沈下　□地下水　□電波障害 □その他（ ） 調査時期（ ） 調査範囲（ ） 調査方法（ ） 備考（ ）
	5.その他	有	(無)	

施工条件書

NO.3

項目	明示事項		条件等
安全対策関係	1.交通安全施設等の指定	有 (無)	交通安全施設（ ） 内容（ ） 期間（ ） 備考（ ）
	2.鉄道、ガス、電気、電話、水道等の近接作業	有 (無)	□鉄道 □ガス □電気 □電話 □上水道 □下水道 □その他（ ） 工法制限（ ） 時間制限（ ） 備考（ ）
	3.危険要因に対する防護施設等	有 (無)	□落石 □雪崩 □土砂崩壊 □土石流 □その他（ ） 防護施設（ ） 内容（ ） 期間（ ） 備考（ ）
	4.交通規制及び交通誘導員の配置	(有) 無	規制範囲（ 県道出入り口 ） 期間、時間（1月から工期末まで ） 備考（ 55人 ）
	5.警戒船の配置	有 (無)	時期、時間（ ） 備考（ ）
	6.発破作業制限	有 (無)	防護工制限（ ） 作業時間制限（ ） 備考（ ）
	7.換気設備（有毒ガス、酸素欠乏対策として特に必要なもの）	有 (無)	危険要因（ ） 内容（ ） 備考（ ）
	8.高所作業における対策	有 (無)	内容（ ） 備考（ ）
	9.砂防工事における現場条件	有 (無)	地形・地質特性（ ） 危険要因（ ） 対策内容（ ） 備考（ ）
	10.その他	有 (無)	
工事用道路関係	1.搬入路としての一般道路の使用制限	有 (無)	搬入経路（ ） 使用期間・時間帯（ ） 制限内容（ ） 使用中使用後の処置（ ） 備考（ ）
	2.仮設道路の設置条件	有 (無)	一般通行：□有 □無 安全施設内容（ ） 安全施設期間（ ） 維持補修内容（ ） 維持補修時期、頻度等（ ） 工事完了後の処置：□存置 □撤去 □その他 備考（ ）
	3.工事用道路の共用及び使用制限	有 (無)	工事用道路管理：□本工事 □他工事 他工事名（ ） 期間（ ） 使用制限（ ） 備考（ ）
	4.その他	有 (無)	

施工条件書

NO.4

項目	明示事項			条件等
仮設備関係	1.仮設物の転用	有	(無)	仮設物：□引継　□引渡 仮設物（　　） 施工者：□本工事　□他工事（　　） 引継、引渡時期（　　） 維持管理等条件（　　） 備考（　　）
	2.仮設物の兼用	有	(無)	仮設物（　　） 兼用工事名（　　） 維持管理等条件（　　） 備考（　　）
	3.仮設物の構造、施工方法の指定	有	(無)	仮設物（　　） 構造（　　） 施工方法（　　） 備考（　　）
	4.仮設物の設計条件の指定	有	(無)	仮設物（　　） 設計条件（　　） 備考（　　）
	5.その他	有	(無)	
建設機械関係	1.建設機械の指定 ※本欄で建設機械の機種、規格等を特に指定しない限り、請負者の任意とする。（本欄で指定しないもので、別紙内訳書、明細書及び施工代価表に記載されている建設機械の機種、規格は積算上参考として記載しているものである。）	有	(無)	名称（　　） 機種・規格（　　） 内容（　　）

施工条件書

NO.5

項目	明示事項			条件等
建設副産物関係	1.建設発生土	有	(無)	□任意　□指定（場所：　　） □処分地内での押土、整地必要 □仮置き　（場所：　　） □他工事に流用（工事名：　　） （工事場所：　　） 搬出条件（　　） 備考（　　）
	2.建設搬入土（他工事からの搬入）	有	(無)	工事名（　　） 工事場所（　　） 搬入条件（　　） 試験費等（　　） 備考（　　）
	3.現場内での再利用、減量化	有	(無)	品目（　　） 方法（　　） 備考（　　）
	4.建設副産物及び建設廃棄物の処理条件 ※再資源化等処理施設については処理の目的に応じた廃棄物処理法の許可を有する施設とする。 ※右記の建設資材廃棄物は、再資源化施設（固定式または移動式を含む固定式の業の許可を有する施設）へ搬入する。ただし、移動式施設での処理を指定する場合はこの限りではない。	(有)	無	建設リサイクル法（法第１３条及び省令第４条）に基づく書面の提出及び再資源化報告書の提出：□有　■無 再生資源利用計画書・実施書及び再生資源利用促進計画書・実施書の提出：□有　■無 □コンクリート塊 ア．処理の目的 □再生クラッシャーラン　□その他（　　） イ．処理施設等 □再資源化施設　□その他（　　） □処理方法制限あり（　　） □アスファルト・コンクリート塊 ア．処理の目的 □再生アスファルト合材　□その他（　　） イ．処理施設等 □再資源化施設　□その他（　　） □処理方法制限あり（　　） □建設発生木材 ア．処理の目的 □チップ化　□その他（　　） イ．処理施設等 □再資源化施設　□その他（　　） □処理方法制限あり（　　） □汚泥 ア．処理の目的（　　） イ．処理施設等 □再資源化施設　□その他（　　） □処理方法制限あり（　　） ■その他（名称：　がれき類、木材　　） ア．処理の目的（　　） イ．処理施設等 □再資源化施設　■その他（　　） □処理方法制限あり（　　）
	5.産業廃棄物税相当額 ※処分方法の変更等により課税対象とならない場合は、変更契約により税額分を減額する。	(有)	無	課税対象品目（　　がれき類　　） 備考（　　）
	6.その他	有	(無)	

施工条件書

NO.6

項目	明示事項		条件等
支障物件等	1.占用支障物件	有 (無)	□電気 □電話 □上水道 □ガス □下水道 □その他（ ） 管理者（ ） 位置（ ） 移設時期（ ） 工事方法（ ） 防護方法（ ） 備考（ ）
	2.占用物件と重複工事	有 (無)	□電気 □電話 □上水道 □ガス □下水道 □その他（ ） 管理者（ ） 影響期間（ ） 影響範囲（ ） 影響工種（ ） 備考（ ）
	3.その他	有 (無)	
薬液注入関係	1.薬液注入	有 (無)	設計条件（ ） 工法区分（ ） 注入材料（ ） 注入量 （ ） 施工範囲（ ） 注入圧 （ ） 施工方法の指定（ ） 材料管理方法（ ） 施工管理方法（ ） 地下埋設物の防護方法（ ） 備考（ ）
	2.周辺環境への影響調査	有 (無)	調査内容（ ） 調査頻度（ ） 備考（
	3.その他	有 (無)	

施工条件書

NO.7

項目	明示事項			条件等
場所打杭工（大口径ボーリング）	1.作業時間制限	有	(無)	作業時間　（　　h　～　　h　）
	2.杭の継手	有	(無)	□溶接継手（　　） □その他（　　）
	3.チェックボーリング	有	(無)	本数（内訳書、特記仕様書等参照） 深度（内訳書、特記仕様書等参照）
	4.溶接継手の品質管理	有	(無)	□試験片による引張、曲げ試験 □Ｘ線透過試験 □超音波探査試験 □その他（
	5.その他	有	(無)	
集水井及び集排水ボーリング工	1.水文調査	有	(無)	□既存井戸　□湧水池　□ため池　□既存調査孔 □その他（　　） 調査範囲（　　） 調査期間（　　） その他（　　）
	2.コア採取	有	(無)	ロータリー式ボーリングによるオールコア採取 □有　□無 その他（　　）
	3.その他	有	(無)	
アンカー工	1.チェックボーリング	要	(不要)	ロータリー式ボーリングによるオールコア採取 □有　□無 その他（　　）
	2.その他	有	(無)	

施工条件書

NO.8

項目	明示事項			条件等
その他	1.工事用資機材の保管・仮置き	有	(無)	資機材名（ ） 場所（ ） 期間（ ） 保管・仮置き方法（ ） 備考（ ）
	2.現場発生品	有	(無)	品名（ ） □再使用有　□再使用無 引渡場所（ ） 引渡時期（ ） 備考（ ）
	3.支給品 約款第１５条事項	有	(無)	品名（ ） □返納有　□返納無 引渡場所（ ） 引渡時期（ ） 備考（ ）
	4.関係機関・自治体との近接協議に係る条件	有	(無)	関係機関等名称（ ） 条件（ ） 内容（ ） 期間（ ） 備考（ ）
	5.架設工法の指定	有	(無)	施工方法（ ） 施工条件（ ） 施工時期（ ） 備考（ ）
	6.工事用電力の指定	(有)	無	内容（ ） 条件（ ） 備考（　受注者負担 ）
	7.特許工法等の指定	有	(無)	内容（ ） 条件（ ） 備考（ ）
	8.工事目的物の部分引渡	有	(無)	引渡箇所（ ） 引渡時期（ ） 備考（ ）
	9.工事目的物の部分使用	有	(無)	使用箇所（ ） 使用時期（ ） 備考（ ）
	10.給水の必要	(要)	不要	関係機関（ ） 取水箇所（ ） 取水方法（ ） 取水時期（ ） 備考（　受注者負担 ）
	11.特殊材料の指定	有	(無)	材料（ ） 対象工種（ ） 備考（ ）
	12.工事関係者連絡会議の設置	(有)	無	工事関係者連絡会議：■有　□無 時期、頻度（１２月まで1週に１回 ）
	13.資材及び機械搬入方法等の制限	有	(無)	資材、機械名（ ） 場所、範囲（ ） 搬入条件（ ）
	14.火災保険等 (約款第４８条事項) ※加入期間は、工事着工の日から工事完成期日１４日後までとする。	(要)	不要	建設工事保険 土木工事保険 賠償責任保険 その他必要と思われる保険
	15.その他	有	(無)	

平成27年9月1日施行

特記仕様書

1.工　事　名　称　　下関市新博物館（仮称）外構工事

2.工　事　場　所　　下関市長府川端二丁目2137番地ほか

3.提　出　書　類

(ｲ)建設業退職金共済制度の掛金収納書又は、未購入届出書
(ﾛ)下請負人通知書
(ﾊ)実施工程表
(ﾆ)施工計画書、施工要領書
(ﾎ)主要資材及び二次製品の材料承認願い
(ﾍ)工事写真（施工前・施工中・完成）ｶﾗｰ（Ｌ判程度）　Ａ４版製本　１部
(ﾄ)施工図
(ﾁ)産業廃棄物収集運搬・処理場等の許可書（産業廃棄物が発生した場合）１部
(ﾘ)産業廃棄物管理票（産業廃棄物が発生した場合）１部

4.特記事項

(ｲ)　入札参加者は、設計仕様書及び現場を熟知し、工事期間、内容等を確認の上見積入札するものであり、設計図書に疑義がある場合は入札前日までに質疑書に明記の上提出すること。
(ﾛ)　受注者は、工事に先立ち下記事項について事前調査を行い十分現状を把握して工事を施工すること。
ａ．地下埋設物　ｂ.既存建築物
(ﾊ)　工事中に事故が発生した場合は必要な処置を講ずると共に、事故発生の原因、経過、被害の内容等について速やかに報告書を提出すること。
(ﾆ)　本工事受注者は、関係官公庁、その他の者に対する必要な申請手続きは速やかに行い、工事に支障の無いよう努めること。なお、手続きに要する費用は受注者の負担とする。
(ﾎ)　既設建築物及び設備等について、損害を与えた場合は、受注者の責任にて原形復旧すること。 又、第三者に及ぼした損害は受注者の責として補償すること。
(ﾍ)　工事着手するにあたり、施工計画書ならびに施工図を作成し監督職員の承諾を得たうえで着手すること。
(ﾄ)　着工に先立ち、近隣住民への挨拶、工事の内容説明を行うこと。

機械設備工事特記仕様書

工事名　　下関市新博物館（仮称）外構工事

1　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成25年版（以下標仕）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）平成25年版（以下標準図）及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成25年版（以下改修標仕）による。
2　参考図書として、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、機械設備工事監理指針平成25年版（以下指針）、営繕工事写真撮影要領（平成24年版）・同解説工事写真の撮り方建築設備編を用いる。
3　電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
4　特記仕様の適用方法
1) 項目は番号の前に○印のついたものを適用する。
2) 特記事項は⊙印のついたものを適用する。・印は適用しない。
⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
⊙印と※印のついた場合は共に適用する。

項目	特記事項
○　1	工事関係図書
	1)施工要領書　【※要　⊙不要】
	2)施工図　【※要　・不要】
	3)施工前に提出する資料
	a)冷媒ガス（特定、指定フロン）に関する届　【※要　⊙不要】
	b)納入仕様書　【※要　・不要】
	提出を省略できる機器（下記のうち設計図書に適合するもの）
	【※JIS、JWWA等のマークのある管及び継手　※雑材料】
	ただし、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。
	4)完成時に提出する資料
	a)試験成績書　【※要　・不要】
	b)フロン回収行程管理票　【※要　⊙不要】
	c)消防用設備等検査済証　【※要　⊙不要】
	d)監督職員が指示するもの
	5)試験成績書の構成
	a)機器性能試験表　【※要　⊙不要】
	b)総合調整試験成績表　【※要　⊙不要】
	c)配管耐圧試験成績表　【※要　・不要】
	d)排水管通水試験成績表　【※要　⊙不要】
	e)風量測定表　【※要　⊙不要】
	f)絶縁抵抗測定表　【※要　⊙不要】
	g)接地抵抗測定表　【※要　⊙不要】
	h)飲料水の水質測定（残留塩素）　【※要　⊙不要】
○　2	完成時の提出図書(完成図書)
	1)完成図書の提出　2 部
	2)完成図書の製本　A4 版　【※黒表紙金文字製本　⊙パイプ式ファイル】
	3)完成図書の構成
	a)完成図　【※要　・不要】
	b)施工図　【※要　・不要】
	c)機器完成図　【※要　・不要】
	d)試験成績書　【※要　・不要】
	e)取扱説明書　【※要　・不要】
	f)官公署届出書類の写し　【※要　・不要】
	g)CADデータ（CDにて添付）　【※要　⊙不要】
	h)監督職員が指示するもの
○　3	負担金、申請料など
	1)工事に係る申請、加工、検査等の手続きとその費用は受注者負担とする。
	ただし、下記については発注者が負担する。
	【※水道メータ納付金（発注者名義のものに限る）】

4 総合調整
1)風量調整 【※要 ・不要】
2)水量調整 【※要 ・不要】
3)室内外空気の温湿度の測定 【※要 ・不要】
4)室内気流及びじんあいの測定 【※要 ・不要】
5)騒音の測定 【※要 ・不要】
6)飲料水の水質の測定 【※要 ・不要】

○ 5 管及び継手
1)給水管
a)バルブソケットは給水用金属インサートネジ付とする。
b)埋設配管にはバルブソケットを用いず、エラスジョイント等を使用する。
2)排水管
a)露出配管にはカラービニル管の採用を検討する。
b)バルブソケットは給水用金属インサートネジ付とする。
c)流しトラップはVP管接続とする。

6 弁及び栓（図示がない場合）
1)弁類 【※JIS5K ・JIS10K】
ただし、水道直結、屋外露出（排水用を除く）、ポンプ廻りはJIS10Kとする。

7 スリーブ
1)標仕によるほか、構造に支障ない部分は監督職員の承諾により、標仕に定める以外に呼び径200㎜以下の紙製型枠を使用できる。ただし、外壁の地中部分等水密を要する部分と地中部分で水密を要しない部分は標仕のとおりとする。

8 雑材料
1)吊り金物、支持金物及び固定金物
a)屋外、ピット内及び多湿箇所はステンレス製または溶融亜鉛めっき仕上とする。
b)土間配管はステンレス製とする。
c)冷媒用被服銅管の吊り金物は専用金物とする。
2)インサート金物
a)屋外、ピット内及び多湿箇所はステンレス製または溶融亜鉛めっき仕上とする。
b)躯体に残る釘は樹脂製またはステンレス製とする。
3)露出フランジのボルト及びナット
a)屋外、ピット内及び多湿箇所はステンレス製または溶融亜鉛めっき仕上とする。

9 配管施工の一般事項
1)建築物導入部の配管の変位吸収は標準図の施工4,5とし、図示のない場合は標準図施工5(c)とする。
2)配管に漏水を認めた場合は、速やかに取替え修理を行うこととし、樹脂管のコーキング修理を行ってはならない。
3)梁などの貫通部に接合部を設けない。
4)配管をコンクリート内に打込まない。埋込む必要のある場合は、コンクリート打設後に配管しモルタル等で埋める。
5)配管及び弁類には、必要に応じて系統、流体種別、常開及び常閉等の表示を行う。

10 溶接接合
1)非破壊検査の適用【・要 ※不要】
a)適用箇所【 】
b)非破壊検査の方法【・放射線透過検査 ※浸透探査検査 ・磁粉探傷検査】
c)放射線透過検査の判定基準【 】

11 勾配、吊り及び支持
1)土間配管は吊り金具を取り付け、土間コンクリート配筋に結束する。
2)機器や形鋼を天井から吊る場合は下側をダブルナットにする。

○ 12 埋設配管
1)図示のない場合、屋外埋設配管周囲は管下100㎜、管上100㎜以上の山砂の類で埋め戻す。
2)屋内土間埋設配管は管及びその被覆樹脂を傷めないよう周囲を山砂の類で埋め戻した後、良質掘削土で埋め戻す。

13 防食処理
1)コンクリート埋設される外面樹脂被覆されていない鋼管はプラスチックテープを1/2重ね2回巻きする。

14 貫通部の処理
1)標仕によるもの以外の配管貫通部の隙間は原則としてモルタルを充填する。
2)冷媒用被服銅管の貫通部の隙間は難燃性パテを充填する。

下　関　市　環　境　方　針

１　基本理念

私たちの郷土下関は、中国山地を源とする緑あふれる森林や、響灘、周防灘、関門海峡の豊かな海洋・海岸線に恵まれ、その自然を生かし育みながら、本州と九州の接点としての陸・海上の交通の要衝という地理的な役割を果たすとともに、多くの歴史的な転換の舞台となってきました。

恵み豊かな環境は、自然を構成する様々な要素が、地球という大きな枠の中密接に関わり合い、微妙な均衡のもと保たれてきました。しかし、現代の社会経済活動は、自然やエネルギーを大量に消費して、環境への負荷を増大させ、地球的な環境問題を引き起こすだけでなく、地球全体の生物の生存基盤を脅かすようになっています。

このため、本市では平成１４年３月に環境保全についての基本理念である「下関市環境基本条例」を制定しました。またその具体的な施策を示した「下関市環境総合計画」を策定し、各種の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進しています。

こうした取り組みの中で、私たちは「よき事業者」「よき消費者」として率先実行を確実にするため、環境マネジメントの国際規格ISO１４００１を導入し、「ひかりかがやく快適環境都市・しものせき」の実現をめざします。

２　基本方針

基本理念を踏まえ、次の事項を基本として、これに取り組みます。

（１）本市職員は、自分の関わる事務・事業の役割と責任を自覚し、活動の全てにおいて環境への配慮を行い、汚染の防止に努めます。
（２）職員ひとりひとりが、事務・事業での環境に与える影響を認識し、環境目的･目標を設定し、見直しを行いながら継続的に改善を図ります。
（３）市の活動にかかる環境関連法規及び地域等の協定等を遵守します。
（４）全ての職員が自発的に環境保全に行動する意識を持つよう、人材育成を図ります。
（５）この環境方針は、一般に公表します。

平成 21 年 4 月 1 日
下 関 市 長　　中 尾　友 昭